

# 三原台中学校いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめに対する基本認識

### 『子ども尊重の精神を第一とする』

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) 子どもの尊重を第一とし、子どもを中心とした対応に取り組む。
- (3) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 全ての子どもたちがいじめについての理解を深めることができるよう支援する。
- (6) 保護者との信頼関係づくり、地域や幼保子ども園・小学校や関係機関との連携協力を努める。
- (7) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか否かを判断する。

## 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる安心感の漂う集団作りに努める。
- (2) 学力向上とともに、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、授業を工夫改善するために、全職員で研究授業に取り組む。
- (3) 授業、学校行事、クラブ活動など、全ての教育活動を充実させ、子どもたちの自己有用感を育み、自他ともに思いやることができる人間を育成する。
- (4) 普段から保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を構築する。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (6) 特別な支援を必要とする生徒や、渡日生徒への理解を育む交流や国際理解教育などを推進する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (8) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (9) 子ども理解や発達課題等に関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (10) 小学校や保育所、幼稚園、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (11) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間をとらして規範意識や集団の在り方などについての理解を深めるよう指導する。
- (12) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることができる事を学習させる。

(13) 「みんなく(睡眠教育)」を通じて生徒の生活習慣を整え、心の安定を図る。

(14) 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う（いじめ対応チェックリスト、出席状況等）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける（アンケート調査、教育相談等）
- (3) 子どもの行動を注視する（全職員による観察、チェックリスト）
- (4) 保護者と情報を共有する（電話・家庭訪問、PTAの会議、懇談会など）
- (5) 地域と日常的に連携する（地域行事への参加、関係機関、小学校、幼保こども園との情報共有等）

### 4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、表面的な解決にとどまらず、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) 子どもを尊重した、子ども中心の対応に取り組む。
- (2) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (3) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (4) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に適切な説明責任を果たす。
- (5) いじめをした子どもには、自分の言動についてしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (9) いじめをした子どもが納得し、前向きに生活が送れるように支援する。
- (10) いじめは単に謝罪をもって安易に解消しない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ② 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

### 5 いじめアンケート調査の実施

5月、8月、2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめが生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

### 6 「校内生徒指導いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

・学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級担任、生徒指導主事、校長を構成員とし、「校内生徒指導いじめ対策委員会」を設置する。

・本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の状況に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

#### 【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内生徒指導いじめ対策委員会」に直ちに情報を報告・共有し、学校の組織的な対応につなぐ。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、子どもの成長を支える限りにおいて、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、保護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への職員の意識向上を図るため、本校のいじめ問題を考える校内研修を4月に実施する。

※重大事態への対処については、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

## 7 ネット上のトラブル対応について

- ・携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、昨年度は1・2年生を対象に「スマホケータイ教室」に関する授業を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努めた。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局や地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) 特別支援を必要とする生徒や渡日生徒など、その他様々な立場を尊重し対応すること。
- (5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えること。(傍観者への対応)
- (6) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (7) 生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。